

議 案 第 9 号

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定
める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、松戸市立高等学校の授業料を無償化するため。

松戸市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

松戸市立高等学校授業料等徴収条例（昭和50年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（授業料等の額）

第2条 高等学校の生徒であつて、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等に在学した期間（以下この条において「在学期間」という。）が3年を超える者以外のものについては、授業料を徴収しない。

2 在学期間には、留学、休学、療養その他のやむを得ない事由により3年を超えて在学することとなつた場合にあつては、修学上必要と認められる期間は通算しないものとする。

3 高等学校の授業料（第1項の規定により徴収する授業料に限る。以下同じ。）、入学料及び入学検査料（以下「授業料等」という。）の額は、別表のとおりとする。

第3条第2項を次のように改める。

2 退学者又は転学者の授業料は、退学又は転学した日の属する月分までこれを徴収するものとする。

第3条第3項及び第4項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松戸市立高等学校授業料等徴収条例の規定は、平成22年度以後の年度分の授業料について適用し、平成21年度分までの授業料については、なお従前の例による。